

今回の件の簡単な事実経過

1. 30 国会前行動の中で、NB 氏による A さんへのハラスメント（恫喝）と MN 氏による加担があり、A さんから抗議が首都圏のメンバーに伝えられる。
2. 5 全国事務局長が上京の際に A さんと会って直接に話を聞く。
2. 6 二次加害防止の観点から国会前行動での NB 氏の司会役を降板（NB 氏「怒鳴ったのは事実だし」）。
2. 9 A さんの抗議書面（別紙参照）が全国事務局長に届く。
2. 13 抗議書面が 2 名にも渡されるが、事実確認を拒否。
2. 13 全国事務局長と首都圏事務局長が相談し、複数の候補日から首都圏の希望で 2 月 28 日に事実確認会を決める。会場取りとリモート参加のための Wi-Fi 予約は首都圏事務局長が行なった。
（A さんの意向は、2 人が参加しなくても AWC 首都圏のメンバーに広く話を聞いてほしい）
2. 21 全国事務局長が首都圏事務局長に 2 名の参加の可能性を聞く。（やはり拒否との返答）
2. 23 AWC 首都圏のメンバーに事実確認会が設定されたことが伝わっていないことを考慮して首都圏事務局長と相談の上、下記の文面を AWC 首都圏メーリスに流す。

●AWC 首都圏メーリングリストに流した文面：

すでにご承知と思いますが、1. 30 国会前行動時の AWC 首都圏メンバー 2 名によるハラスメント（恫喝）問題の発生に関して、AWC 日本連全国事務局長と AWC 首都圏事務局長の責任で、2 月 28 日（金）18 時から都内で事実確認会を予定しています。

しかし、加害当事者は 2 名とも、被害者からの抗議書面を受け取ったにもかかわらず、事実確認会への出席を一方的に拒否するなどの問題行動を取っています。そのため、被害者側からは、2 名との遭遇の可能性がある運動現場への参加が困難だとの訴えが継続している状態です。これは 2 次加害にほかなりません。また事実確認会に出席しないまま、今回起こったことを被害当事者抜きで勝手に結論付けたり広めたりすることも 2 次加害となります。

2 名の問題行動が改善しないならば、2 次加害の防止の観点から、当面の間、AWC 構成員としての 2 名の大会集などへの参加を認めません。

誰でもハラスメント問題の当事者になることは、加害・被害の両面であり得るでしょう。今回の問題の解決と再発防止のために取り組むことは AWC 運動の発展のためにも必要なことです。

改めて、加害当事者 2 名に問題にきちんと向き合い、事実確認会に出席することを求めます。

また、AWC 運動に取り組んでいる首都圏の仲間の皆さんの 2. 28 事実確認会に積極的な参加を呼びかけます。（オンライン参加可能）

問い合わせ先 （略）

2. 26 司会と進行方法の相談のため首都圏事務局長に連絡するが、返信なし。2 名は参加拒否。
2. 28 都内で事実確認会、リモート含む 10 名参加で開催（A さん、全国事務局長、AWC 首都圏事務局長、ほか 7 名）。参加したメンバーで A さんと事実確認を行い、問題を放置せず AWC 首都圏で 2 名を含めてきちんと会議を行うことを確認して解散。

以上